

東京都暴力団排除条例施行規則

平成 23 年 7 月 15 日
東京都公安委員会規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪)

第 2 条 条例第 2 条第 5 号への東京都公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める罪は、次のとおりとする。

- (1) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 187 条第 1 項若しくは第 3 項、第 226 条の 2 又は第 228 条（第 226 条の 2 に係る部分に限る。）に規定する罪
- (2) 暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）第 3 条（供与、供与を受けること及びこれらの約束に係る部分に限る。）に規定する罪
- (3) 大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）第 24 条の 2（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪
- (4) 競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）第 30 条第 3 号又は第 33 条第 2 号に規定する罪
- (5) 自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）第 56 条第 2 号又は第 58 条第 3 号に規定する罪
- (6) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 59 条第 4 号に規定する罪
- (7) 小型自動車競走法（昭和 25 年法律第 208 号）第 61 条第 2 号又は第 63 条第 3 号に規定する罪
- (8) モーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）第 65 条第 2 号又は第 68 条第 3 号に規定する罪
- (9) 覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第 41 条の 2（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）又は第 41 条の 4 第 1 項第 4 号、第 2 項（同条第 1 項第 4 号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第 3 項（同条第 1 項第 4 号及び第 2 項に係る部分に限る。）に規定する罪
- (10) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 64 条の 2（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）、第 64 条の 3（施用及び施用を受けることに係る部分に限る。）又は第 66 条（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪
- (11) 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 10 条に規定する罪
- (12) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 31 条の 4、第 31 条の 9、第 31 条の 16 第 1 項第 3 号若しくは第 2 項又は第 31 条の 17 第 2 項第 2 号、第 3 項第 2 号若しくは第 4 項第 2 号に規定する罪
- (13) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための

麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）第3章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

ア 麻薬特例法第5条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

(ア) 大麻取締法第24条の2（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

(イ) 覚せい剤取締法第41条の2（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

(ウ) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）又は第66条（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

イ 麻薬特例法第8条第2項（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

(ア) アに掲げる罪

(イ) 大麻取締法第24条の2に規定する罪

(ウ) 覚せい剤取締法第41条の2に規定する罪

(エ) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2又は第66条に規定する罪

(14) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第8条第1項又は第3項（同条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪

（平成26公委規則14・一部改正）

(15) 会社法（平成17年法律第86号）第970条第2項又は第4項（同条第2項に係る部分に限る。）に規定する罪

（暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設）

第3条 条例第22条第1項第9号の公安委員会規則で定める施設は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項に規定する各種学校で主として外国人の青少年に対して学校教育に類する教育を行うもの

(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第29条の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの及び独立行政法人国立文化財機構法（平成11年法律第178号）第12条第1項第1号の規定により設置された博物館

(3) 社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第11号に規定する青少年教育施設

（身分証明書）

第4条 条例第26条第2項に規定する証明書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

（勧告の方法）

第5条 条例第27条の規定による勧告は、別記様式第2号の勧告書を交付して行う。

（勧告の適用除外）

第6条 条例第28条の規定による事実の報告又は資料の提出は、別記様式第3号の事実報告書により行うものとする。

2 条例第28条の規定による条例第24条第3項又は第25条第2項の規定に違反する行為を行わない旨の書面の提出は、別記様式第4号の誓約書により行うものとする。

(公表の方法)

第7条 条例第29条第1項の規定による公表は、告示及びインターネットによる自動送信により行う。

(公表に係る意見を述べる機会の付与)

第8条 条例第29条第3項の意見を述べる機会におけるその方法は、意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出して行うものとする。

2 公安委員会は、条例第29条第3項の規定により、意見を述べる機会を与える場合は、意見聴取の期日の1週間前までに、同条第1項の規定による公表に係る者に対し、別記様式第5号の意見聴取通知書により通知する。

3 前項の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、意見聴取の期日への出頭に代えて、意見聴取を主宰する者（以下「意見聴取主宰者」という。）に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

4 意見聴取主宰者は、当事者が意見聴取の期日に出頭せず、かつ、その期日までに陳述書又は証拠書類等を提出しなかった場合は、当該当事者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結するものとする。

第9条 公安委員会は、当事者の申出により、又は職権で、意見聴取の期日又は場所を変更することができる。

2 前項の申出は、意見聴取の期日又は場所の変更を求めるやむを得ない理由を記載した別記様式第6号の意見聴取期日・場所変更申出書を公安委員会に提出することにより行うものとする。

3 公安委員会は、第1項の規定により意見聴取の期日又は場所を変更した場合は、その旨を当事者に対し、別記様式第7号の意見聴取期日・場所変更通知書により速やかに通知する。

第10条 公安委員会は、第8条第2項の規定による通知をする時まで、意見聴取主宰者を指名する。

2 意見聴取主宰者は、公安委員会の委員又は意見聴取を主宰するについて必要な法令に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると思われる警視庁職員のうちから指名する。

3 意見聴取主宰者は、意見聴取の終結後速やかに、別記様式第8号の意見聴取調書を作成し、当事者の意見の要旨を明らかにしておかなければならない。

4 前項の意見聴取調書には、書面、図画、写真その他意見聴取主宰者が適当と認めるも

のを添付してその一部とすることができる。

- 5 意見聴取主宰者は、意見聴取の終結後速やかに、公表の原因となる事実に対する当事者の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した別記様式第9号の意見聴取報告書を作成し、第3項の意見聴取調書とともに公安委員会に提出しなければならない。

(警察署長への命令に係る事務の委任)

第11条 条例第30条第1項及び第3項の規定による命令は、警察署長が行う。

(命令の方法)

第12条 条例第30条第1項又は第3項の規定による命令は、別記様式第10号の中止命令書を交付して行う。ただし、緊急を要し中止命令書を交付するいとまがない場合は、口頭で行うことができる。

- 2 条例第30条第2項、第4項又は第5項の規定による命令は、別記様式第11号の再発防止命令書を交付して行う。

(命令に係る聴聞)

第13条 公安委員会は、条例第30条第2項、第4項又は第5項の規定による命令をしようとする場合は、東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号。以下「行政手続条例」という。）に基づく聴聞を行う。

- 2 公安委員会は、聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに行政手続条例第15条第1項の規定による通知をする。
- 3 前項の通知を行政手続条例第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当の期間は、2週間を下回らないものとする。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日（平成26年7月22日）から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

（表）

		第 号
身 分 証 明 書		
写 真		
	官 職	
	氏 名	
上記の者は、東京都暴力団排除条例第26条第1項の規定による 立入検査に従事する警察職員であることを証明する。		
年 月 日		
		東京都公安委員会 印

（裏）

東京都暴力団排除条例（抜粋）

第26条 公安委員会は、この条例の施行に必要があると認める場合には、この条例の施行に必要な限度において、事業者、規制対象者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に事業所、暴力団事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 （略）

寸法

縦	5.4センチメートル
横	8.5センチメートル

別記様式第2号（第5条関係）

勸告書

第 号

年 月 日

殿

東京都公安委員会 印

東京都暴力団排除条例第27条の規定により、下記のとおり勸告します。

記

勸告の内容	
勸告の原因 となる事実	

注 あなたが、正当な理由なくこの勸告に従わなかった場合は、東京都暴力団排除条例第29条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第3号（第6条関係）

	※受理 年月日		※受理 番号							
<p>事 実 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東京都公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 (法人等にあつては、さらに代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>東京都暴力団排除条例第 条第 項の規定に違反する行為を行ったので、 下記のとおり、その事実について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">違反の日時</td> <td style="padding: 5px;"> 年 月 日 午前・午後 時 分頃から 年 月 日 午前・午後 時 分頃まで </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">違反の場所</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">違反の内容</td> <td style="height: 150px;"></td> </tr> </table>					違反の日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃から 年 月 日 午前・午後 時 分頃まで	違反の場所		違反の内容	
違反の日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃から 年 月 日 午前・午後 時 分頃まで									
違反の場所										
違反の内容										

- 注1 ※印欄は記載しないでください。
- 2 違反の内容欄には、違反に至った経緯、その相手方、状況等を具体的に記載してください。
- 3 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付してください。
- 4 違反の内容に関する資料がある場合は、必要に応じて添付してください。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第4号（第6条関係）

誓 約 書

将来にわたって東京都暴力団排除条例第 条第 項の規定に違反する行為を行わないことを誓約します。

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称
(法人等にあつては、さらに代表者の氏名)

印

東京都公安委員会 殿

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第5号（第8条関係）

第 号

意見聴取通知書

年 月 日

殿

東京都公安委員会 印

東京都暴力団排除条例第29条第3項の規定により、下記の事実を原因とする公表に係る意見を述べる機会を付与するため、意見聴取を行うので通知します。

記

予定される公表の 原因となる事実	
意見聴取の期日	年 月 日 午前・午後 時 分
意見聴取の場所	
意見聴取主宰者	連絡先

注 あなたは、意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は意見聴取の期日への出頭に代えて、その期日までに陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6号（第9条関係）

	※受理 年月日		※受理 番号																				
<p>意見聴取期日・場所変更申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東京都公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称 <small>（法人等にあつては、さらに代表者の氏名）</small></p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>下記のとおり、やむを得ない理由があるので、東京都暴力団排除条例施行規則第9条第2項の規定により、意見聴取の期日・場所の変更を申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 40%;">意見聴取通知書の番号及び年月日</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">第 年 月 日 号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">変更申出事項</td> <td style="width: 10%;">変更前の期日・場所</td> <td style="width: 10%;">期日</td> <td style="width: 60%;">年 月 日 午前・午後 時 分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>変更希望期日・場所</td> <td>期日</td> <td>年 月 日 午前・午後 時 分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 150px; vertical-align: top; padding: 10px;">変更申出の理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				意見聴取通知書の番号及び年月日	第 年 月 日 号	変更申出事項	変更前の期日・場所	期日	年 月 日 午前・午後 時 分		場所			変更希望期日・場所	期日	年 月 日 午前・午後 時 分		場所		変更申出の理由			
意見聴取通知書の番号及び年月日	第 年 月 日 号																						
変更申出事項	変更前の期日・場所	期日	年 月 日 午前・午後 時 分																				
		場所																					
	変更希望期日・場所	期日	年 月 日 午前・午後 時 分																				
		場所																					
変更申出の理由																							

- 注1 ※印欄は記載しないでください。
- 2 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付してください。
- 3 不要の文字は、横線で消してください。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第7号（第9条関係）

第 号		
意見聴取期日・場所変更通知書		
年 月 日		
殿		
東京都公安委員会 印		
<p>東京都暴力団排除条例施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおり意見聴取の期日・場所を変更したので通知します。</p>		
記		
意見聴取通知書の 番号及び年月日	第 年 月 日	
	変 更 前	変 更 後
意見聴取の期日	年 月 日 午前・午後 時 分	年 月 日 午前・午後 時 分
意見聴取の場所		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第8号（第10条関係）

<p>意見聴取調書</p> <p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>意見聴取主宰者の職名及び氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
意見聴取に係る公表 の原因となる事実	
意見聴取の期日	
意見聴取の場所	
当事者の住所及び氏名	
当事者の意見の要旨	
その他参考となる べき事項	

注1 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 書面、図画、写真その他適当と認められるものがある場合は、別紙としてこれを添付することができる。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第9号（第10条関係）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">意見聴取報告書</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">第 号</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">東京都公安委員会 殿</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">意見聴取主宰者の職名及び氏名</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">印</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">意見聴取通知書（ 年 月 日付け第 号）に係る意見聴取を終結したので、その結果を報告します。</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">記</p>	
意見聴取年月日	年 月 日
当事者の住所及び氏名	
意見	
意見聴取に係る公表の原因となる事実に対する当事者の主張	
理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 10 号 (第 12 条関係)

(表)

第 号	
中 止 命 令 書	
年 月 日	
住所又は所在地	
氏名又は名称 (法人等にあつては、さらに代表者の氏名)	
警視庁 警察署長 印	
東京都暴力団排除条例第30条第 項の規定により、下記のとおり命令する。	
記	
命 令 事 項	
命 令 の 原 因 と な る 事 実	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第 11 号（第 12 条関係）

（表）

東京都公安委員会達第 号	
再 発 防 止 命 令 書	
住所又は所在地	
氏名又は名称 (法人等にあつては、さらに代表者の氏名)	
東京都暴力団排除条例第30条第 項の規定により、下記のとおり命令する。	
記	
命 令 事 項	
命 令 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで の間
命 令 の 原 因 と なる 事 実	
年 月 日	
東京都公安委員会	
委員長 印	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。